

## 韓国の学芸員制度と博物館：日本との比較から

The curatorial system and museums in Korea: a comparison with Japan

宇仁 義和、オン ゼウオン

Yoshikazu UNI and Jaewon EOM



## 【研究ノート】

## 韓国の学芸員制度と博物館：日本との比較から

## The curatorial system and museums in Korea: a comparison with Japan

宇仁 義和<sup>※</sup>、オン ゼウオン<sup>※2</sup>

Yoshikazu UNI and Jaewon EOM

キーワード：博物館法、学芸員制度、学芸士、登録、比較研究

## はじめに

韓国の博物館は、登録制度を有し、学芸員に似た学芸士を国家資格とするなど日本との共通点が多い一方、教育行政と文化行政は異なる国家行政機関が担い、博物館と動物園はそれぞれ異なる法律が制定されるなど違いも見られる。両国の比較は興味深いところである一方、韓国の博物館行政や学芸員制度の日本語情報は概説程度のもが多く、比較研究をおこなうには不十分な状況である。そこで本論では、韓国の博物館行政と学芸員制度に関する法令や計画を入手して和訳して解説し、聞き取りによって現場での運用を知ること、韓国の博物館と学芸員に関する基礎資料の提示や情報提供を目的とする。

韓国の博物館制度についての報告書や書籍は次のものがある。部分的な概説(安高 2014: 71-76)、韓国の博物館協会への質問紙への回答による統計や概説(日本博物館協会 2014)、法令の歴史と人材育成の詳述に主眼があるもの(三阪・金 2022: 157-181)などである。従来の情報は韓国博物館協会への照会や権威者による概説が主体で、学芸士や博物館現場の状況を知るには不足があるように見える。博物館および美術館振興法(박물관 및 미술관 진흥법、略称: 博物館美術館法 박물관미술관법)にしても全文を和訳したものは見られない。逆に和文で記述された用語について原文の表示が無かった。さらに、韓国の博物館関連法は改正が頻繁におこなわれており、印刷媒体では最新版に追いつくことができない。

たとえば、日本博物館協会(2014: 49)は、韓国の博物館は総合博物館、美術館、科学技術館、植物園

の4つの館種に分類登録されるとするが、この記述は古い法制度を述べたもので現状を反映していない。2013年には省庁再編がありその後も名称変更が続き、2018年には動物園と水族館が個別法により博物館から切り離された。これら示された用語の原文は示されず、所轄官庁の名称についても和訳と英名のみである。このような状況を鑑み、本論ではネット検索を考慮して適所に韓国語原文を記載、著者のウェブサイトでは言及した法令の全文を掲載したうえ原文へのリンクも記している<sup>(1)</sup>。

## 資料と方法

韓国の博物館に関連した法令や情報は、政府の法令ウェブサイトから入手し、Google 翻訳やDeepL 翻訳により和訳し、著者のオンが校閲した。博物館や学芸員に関する現場での運用については、複数の博物館の学芸員から聞き取り韓国、メディアの記事に加え著者のオンの経験も用いた。以下、得られた結果について項目別に記す。

以下、煩雑さを避けるため、韓国の博物館および美術館振興法は「博物館美術館法」、日本の博物館法は「博物館法」と記して区別する。

## 結果

## 1. 韓国の博物館に関連した省庁と法律

## 1) 概要

韓国の博物館は、国公私立ともに博物館および美術館振興法(博物館美術館法)がカバーし、他省庁設置の博物館を含め同法の登録対象となっている。登録博

※東京農業大学生物産業学部、※2元国立中央博物館友の会

原稿受理日：令和5年9月10日

省庁の図は日本自治体国際化協会ソウル事務所より

[https://www.clair.or.kr/basic/korea/korea\\_organization\\_chart.asp](https://www.clair.or.kr/basic/korea/korea_organization_chart.asp)

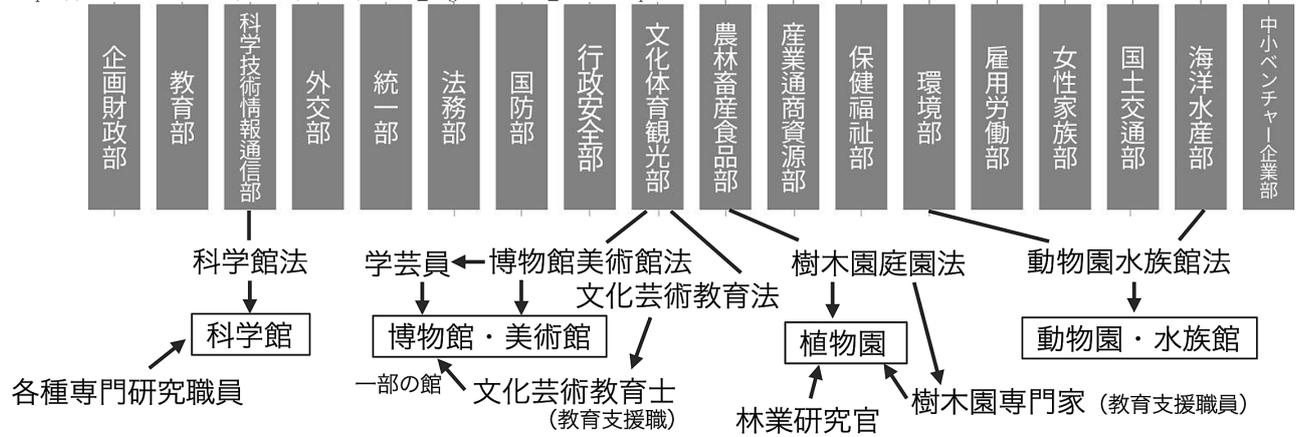


図1 韓国の博物館関連法と省庁および専門職員

博物館は監督者である国や自治体への年次報告が義務化されており、その報告を元に登録館の一覧表や基礎データが「全国文化基盤施設総覧」(전국 문화기반 시설 총람)としてネット公開されている<sup>(2)</sup>。博物館の情報公開の充実は韓国の特徴といえる。なお、「総覧」の基準日は1月1日である。

以下、いくつかの項目に分けて記述する。項目は、所轄官庁、法令、入館料、登録制度、学芸員制度、専門職員、情報公開などである。

## 2) 博物館に関連した省庁と法律

日本では、博物館と自認する、あるいはそう認められている機関や施設は幅広い。一律な定義は困難だが、根拠として利用できる指標には次のものがある。①博物館法による登録や相当の指定、②正式名称での博物館や美術館の使用、③英語名称での museum や gallery の使用、④博物館法に関連した法令での記載や関連資料への言及など。これらを総合すると、日本で博物館の範囲に含まれる機関や施設は、博物館、美術館、資料館などに加え、科学館やプラネタリウムなど展示装置による物理現象の再現を主体とする展示施設、動物園、水族館、植物園、昆虫園などの生体展示施設などとなる。史跡や建造物そのもの、国立公園のビジターセンターのような学習展示施設も活動内容から博物館とは区別するのが通常だろう。

日本で博物館の設置根拠となってきた法律は、独立

行政法人関連の法律を除くと、文化財保護法、文部省設置法、文化芸術振興基本法(現・文化芸術基本法)、科学技術基本法(現・科学技術・イノベーション基本法)など多岐にわたる。なお、博物館法や都市公園法については、同法を直接の設置根拠とする博物館は存在しないが、同法を根拠に設置条例が多数制定されてきた。その他にも予算措置で設置された国立の博物館も自衛隊の広報施設など多数存在する。それでも、これら多様な博物館施設も日本では博物館として認識するのが一般的と考える。

韓国では博物館美術館法以外に次の法律が整理されている。動物園および水族館の管理に関する法律(동물원 및 수족관의 관리에 관한 법률、略称:動物園水族館法 동물원수족관법)、科学館の設立・運営および育成に関する法律(과학관의 설립·운영 및 육성에 관한 법률、略称:科学館法 과학관법)、樹木園・庭園の造成および振興に関する法律(수목원·정원의 조성 및 진흥에 관한 법률、略称:樹木園庭園法 수목원정원법)。法律により、韓国では分野ごとに異なる省庁が管轄していることが明確といえる。登録する法律は法令による許可が得られれば施設側で選択可能である。新しくできた法律による登録では経過措置も設けられている。動物園に見えるから自動的に動物園水族館法の支配になるとは限らない。

韓国の国家行政機関は部が日本の省に相当し、所管

する省庁は、博物館美術館振興法は文化体育観光部、科学館法は科学技術情報通信部、樹木園庭園法は農林畜産食品部の山林庁、動物園水族館法は環境部と海洋水産部の共同となっている。つまり、韓国では日本の博物館施設を4省庁4法令に分かれて行政の対象としている(図1)。

文化体育観光部での博物館政策に関する現在の所管課は、文化芸術政策室地域文化政策館の文化基盤課(문화기반과)となっている<sup>(3)</sup>。

### 3) 韓国の学校教育行政

韓国の学校教育は大学まで教育部の所管となっている。地方行政では、教育に関する事務は広域自治体(特別市、広域市、道)の事務とされており、基礎自治体(市、郡、自治区)は直接関与できない(自治体国際化協会ソウル事務所 2004: i)。地方の行政機関としては教育庁と教育支援庁が置かれ、教育に関する事務を所管する。ただし、生涯学習施策の一部は一般行政機関の所管に含まれる<sup>(4)</sup>。

## 2. 博物館美術館法

### 1) 概要

韓国の博物館関連法令のあゆみは、三阪・金(2022: 157-171)によると1952年制定の文化保護法に始まり、博物館そのものに関連した法律は1984年の韓国の博物館法が最初で、現行の博物館美術館法は1991年に制定されたという。博物館美術館法は2019年までに14回改正され、1999年の全面改正では「文化享受の増進」の文言や大学博物館が対象に追加された。最近の改正では、2018年に動物園水族館法が公布施行され博物館美術館法で登録されていた動物園や水族館の一部が同法の所管に転換、博物館美術館法の2022年の改正では第9条の3(博物館または美術館の障害者便宜性保障等)を追加するなど、時代に合った改正が素早く行われている印象を受ける。博物館美術館法の最新の法律は2023年12月21日に施行されたもので、改正自体は2024年5月17日施行分まで合わせると改正は35回となる。

博物館美術館法の第1-5条の部分、内容では目的、

定義、博物館と美術館の区分、事業、適用範囲については三阪・金(2022: 162-165)が簡潔に述べており、本論ではできるだけ繰り返しを避け、いくつかの項目を立て不足部分を中心に述べる。

後述する日本との比較の概略は表1のとおりある。

### 2) 定義

博物館美術館法は名前のとおり第1条(目的)で博物館と美術館を区別し、第2条(定義)でそれぞれを定義している。条文の構造を見ると、美術館については博物館のなかで美術を対象にした施設としており、美術館は博物館の1つと読みことが可能である(三阪・金 2022: 162)。本論で強調したいのは、文化体育観光部が所管する法律でありながら、法の目的を「文化・芸術・学問の発展」そして「文化共有および生涯学習増進」としていることである。つまり、博物館や美術館の振興の目的として、学問の発展すなわち研究を明記し、そして文化の享有と生涯学習を並記している点である。日本の博物館法では、(目的)第1条に記されているのは「国民の教育、学術及び文化の発展」であり、文化の享有や生涯教育あるいは生涯学習という言葉が見えない。それについては上位法の精神、「社会教育法及び文化芸術基本法の精神」という言葉が表しているのだろうが、間接的でわかりにくく感じる。

博物館と美術館の事業は第4条で示し、その内容は資料の収集・管理・保存・展示・研究・教育などと博物館法とほぼ同様である(三阪・金 2022: 163)。2023年施行の博物館法との違いを追記すれば、資料に関する電磁的記録への言及がない、文化財保護法や関連事業への言及がない、文化観光やその他の活動の推進がない、などである。博物館美術館法の方が博物館の本来業務に即した内容といえる。

### 3) 対象

日本の博物館法の博物館の定義は(定義)第2条にあり、条文の内容は法の対象となる博物館、すなわち登録博物館である。一方、韓国の博物館美術館法は、第2条(定義)では登録など法的な位置付けを問わずに博物館と美術館を定義している。これ自体は一般的な定義であるが、博物館資料については「大統領令

表1 博物館制度の日韓比較

事項	韓国	日本
名称独占	条文から削除、2019年にも国会で議論	半世紀は国会での議論なし
登録根拠	博物館美術館法	博物館法
登録範囲	認定文化施設	ミュージアム全体
登録審査 <sup>*1</sup>	文化体育観光部、大規模自治体	文化庁、都道府県教委
専門職員	学芸研究官、学芸研究士、学芸研究員など	研究員、学芸員
教育支援職	文化芸術教育士（一部に必置）	法に定めなし
業界意識	生体展示施設は別で商業施設	動物園水族館植物園含む
課題	韓国史美術史からの分野の多様化	存続と予算人員の確保

\*1 指定博物館（博物館に相当する施設）への指定を含む

で定める基準に適合すること」を求めている。美術館資料にはこの文言は無いが、美術館は博物館の一形態という定義から美術館資料にも「大統領令で定める基準」が求められると読める。大統領令、つまり博物館および美術館法施行令での該当箇所は第1条の2（博物館資料の基準）で、内容は「1. 博物館の設立目的達成と法第4条の事業遂行のために保存または活用可能な証拠物であること、2. 無形的証拠物の場合、符号・文字・音声・音響・映像などで表現された資料や情報であること」、この2つである。設置目的に合致させれば何でも該当しそうではある。2項の条文は、実演の場所だけの施設は除外するという意味に見える。

では、博物館美術館法の対象はすべての博物館施設かというところではない。博物館美術館法の対象は登録館に限定される。国民権利と利益の委員会（국민권익위원회）が運営する国民請願センター（civil petition center 국민신문고）問い合わせたところ、文化体育観光部に照会のうえ2023年8月16日付の文書で「未登録の博物館や美術館は博物館美術館法の対象では無い」との回答を得た。博物館美術館法の条文に、法の対象は登録館であると明記した部分は見えず、日本の感覚では定義に関する不足を感じる。

この点に関しては、名称独占の規定があれば博物館

や美術館と名乗れるのは登録施設に限定されるため、条文で言及する必要は生じない。後述のとおり名称独占の規定が後に廃されたために生じた不整合なのかも知れない。

第5条は、法律の適用範囲についてで、博物館や美術館から広げ、「資料館、史料館、遺物館、展示場、展示館、郷土館、教育館、文書館、記念館、保存所、民俗館、民俗村、文化館、芸術館、文化の家、野外展示公園」を含め、さらに「同様の名称と機能を有する文化施設のうち大統領令で定めるところ」にまで拡張している。後段の大統領令で定めるものは博物館美術館法施行令第2条①にあり、具体的には「法第4条第1項各号による事業を遂行する目的で設置・運営される動物園や植物園または水族館」である。つまり、動物園や植物園、水族館も文化体育観光部長官が認めた場合は博物館として登録できることを示している。もちろん、第5条後段の記述のとおり他の法律により登録した施設は除外される

#### 4) 登録

博物館美術館法による登録の対象は上述のとおり国立、公立、私立、大学博物館博物館と包括的である。登録の規定は第6章をあてる。第16条（登録等）は「①博物館と美術館を設立・運営しようとする者は、その設立目的を達成するために必要な学芸士と博物館資料

または美術館資料および施設を備え、大統領令で定めるところにより、国立博物館および美術館は文化体育観光部長官に、公立博物館および美術館は、特別市長・広域市長・特別自治市・道知事・特別自治道知事または「地方自治法」第198条によるソウル特別市・広域市および特別自治市を除く人口50万以上大都市の市長に登録しなければならない。ただし、私立・大学博物館および美術館は市・道知事または大都市市長に登録することができる」となっている。

国立館は文化体育観光部長官、その他の館は特別市長・広域市長・特別自治市・道知事・特別自治道知事など地方公共団体の首長である。登録に必要な書類は、施設仕様書、資料一覧、学芸士名簿、観覧料および資料の利用料の4つ（博物館美術館法施行令第8条）、規模等により第1種と第2種に区分して登録される（同法施行令第8条）。登録館には登録証が発行され、登録館は屋外看板や各種文書、広報物、ウェブサイトに登録を表示しなければならない（同法第17条②）。さらに、登録館は登録事項に変更が生じた場合は変更登録を申請する（法第17条の2）と義務的な事務が多い。

「全国文化基盤施設総覧」（2022）として、文化体育観光部以外の省庁が設置した登録博物館には、国立海洋文化財研究所海洋遺物展示館（海洋水産部）、国立気象博物館（環境部気象庁）、国立山岳博物館（農林畜産食品部山林庁）、陸軍博物館（国防部）、国立小島病院ハンセン病博物館（保健福祉部）、国立関税博物館（企画財務部国税庁）などが掲載されている。「総覧」（2022）に掲載された913施設のうち登録は818館、未登録の施設は、国立4、公立77、私立8、大学6、計95施設で、掲載館のうち89.6%が登録施設となっている。2015-2022年の「総覧」を見ると、登録施設全体の割合は2015-2016年では81%前後であったものが徐々に増加し2019年以降は89%前後で推移している。

日本の博物館法では、登録の事実の公表は都道府県の教育委員会の義務（博物館法14条2）とし、個別館が常に客体として扱われている。それに対し、韓国

では登録の公表は個々の登録館の義務となっている。

なお、1984年に制定された韓国の博物館法では登録は義務とされていた（金2019）。

## 5) 学芸士

学芸士は、博物館美術館法の第6条（博物館・美術館学芸士）に規定がある。短い条文であるので、全訳を示す。要点は、①配置は任意、②1-3級と準の4階級、③1-3級学芸士は実務経験による認定、④試験による認定は準学芸士のみ、⑤国際博物館会議（ICOM）や条約の遵守、である。注目点は、日本でも議論された上級資格が実現していること、ICOMの倫理綱領や条約の遵守が明記されていること、と考える。

第6条(博物館・美術館学芸士)①博物館と美術館は、大統領令で定めるところにより、第4条による博物館・美術館事業を担当する博物館・美術館学芸士（以下「学芸士」という。）を置くことができる。

②学芸士は、1学芸士、2級正学芸士、3級正学芸士および準学芸士に区分し、その資格制度の施行方法および手続等に必要事項は、大統領令で定める。

③第2項による学芸士資格を取得しようとする者は、学芸士業務の遂行に係る実務経歴など大統領令で定める資格要件を備え、文化体育観光部長官に資格要件の審査と資格証の発行を申請しなければならない。この場合、申請人の資格要件を審査し、当該資格要件を備えた人に資格証を発行しなければならない。この場合、準学芸士資格を取得しようとする者は、文化体育観光部長官が行う準学芸士試験に合格しなければならない。

④第3項による準学芸士試験に受験しようとする者は、文化体育観光部令で定めるところにより、受験手数料を納付しなければならない。

⑤学芸士は、国際博物館会議の倫理綱領と国際条約を守らなければならない。

学芸士の業務に関する規定は、第6条①「博物館と美術館は、大統領令で定めるところにより、第4条による博物館・美術館事業を担当する博物館・美術館学芸士（以下「学芸士」という。）を置くことができる」の部分である。第4条（事業）を見ると1-5項は「博物館資料」の収集管理保存展示、教育調査研究、保存と展示に関する調査研究、講演会などの普及事業、複製と各種刊行物の製作などで、第6項は博物館資料その他での他館との交流や協力によって、第6項2は生涯教育関連イベント、第7項はその他の設立目的を達成するために必要な事業となっている。日本の博物館法では（館長、学芸員その他の職員）第4条に「4学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる」と改めて学芸員が行なう事業を博物館資料に関する専門的事項と規定するのに対し、博物館美術館法では管理庶務業務を除いた博物館の事業全体が業務範囲となる。韓国の学芸士の方が法の規定による業務範囲は広いといえる。

## 6) 情報の公開

上述のとおり、文化体育観光部は「全国文化基盤施設総覧」を作成しインターネットで公開している。「全国文化基盤施設総覧」の刊行は2003年からという（三阪・金 2022: 170）。公開は冊子体の pdf とエクセルである。博物館美術館法は第30条（報告）で、登録した国公立の博物館と美術館に対し「管理・運営、観覧料と利用料、指導・監督現況などの運営現況を翌年1月20日までに文化体育観光部長官に報告しなければならない」と運営状況の報告を義務化しており、その報告を元に作成されたものである。「総覧」には博物館と美術館に加え、国立図書館、公共図書館、公民館に相当する施設である生活文化センター、文芸会館、地方文化院、文化の家、地域文化財団に関する情報もそれぞれ別シートで掲載されている。それぞれ情報量は膨大で、非常な横長のスプレッドシートとなるため、項目を表2にまとめた。和訳は Google 翻訳を基本に一部改変している。

## 7) その他

表2. 全国文化基盤施設総覧（2022年版）の内容

シート
国立図書館、公共図書館、博物館、美術館、生活文化センター、文芸会館、地方文化院、文化の家、地域文化財団
シート博物館の項目
1. 基本事項 年番、所在地（市・道、市郡区）、区分（設置者、登録種別）、博物館名、住所、電話番号、開館年月日、登録状況、登録年月日、登録番号
2. オンラインサービス 運営ウェブサイトの URL、提供サービス（オーディオガイド、オーディオガイド利用料、アプリ）
3. 施設 敷地面積、建築面積、展示室（合計面積、常設展示室面積、常設展示資料交換回数/年、特別展示室面積）、収蔵庫（面積、空調）、講堂セミナー室面積、資料・図書室（面積、所蔵点数）、事務室面積、文化商品店面積、売店面積、駐車場台数または面積
4. 資料 所蔵資料（種類、件数、点数）、指定文化財等（名称、点数）
5. 展示および事業 企画展・特別展回数、事業総種数、講座種数、体験種数（定期、不定期）、踏査種数
6. 開館 開館日数、平日開館時間、休日開館時間、休館日
7. 観覧人数 年間観覧者数、一日平均観覧者数
8. 観覧料 常設展示（一般、未就学児、小学生、中高生、19-25歳、団体割引、その他の割引、割引施策、無料対象）、特別展示（一般、未就学児、小学生、中高生、19-25歳、団体割引、その他の割引、割引施策、無料対象）
9. 職員（国公立および国公立大学） 1) 学芸職員 （1）学芸公務員総数、学芸研究官、学芸研究士 （2）公務員（一般職、専門契約職、別正職など） （3）正社員や契約職など 2) 一般職 （1）公務員 （2）正社員 （3）契約職員など （4）インターン 3) ボランティア
10. 職員（私立および私立大学） 1) 学芸職員 2) その他の職員（教育展示など学芸以外の専門職、一般職員、インターン） 3) ボランティア

### (1) 国立博物館の条文への記載

博物館美術館法の第2章「国立博物館と国立美術館」では文化体育観光部長官所属の3つの博物館や美術館の設置を明記している。条文に沿って記すと、①国立中央博物館と国立現代美術館、②国立民俗博物館、である。日本の場合、制定時の文化財保護法に記されたのは「(附属機関)第二十条 委員会の附属機関として、文化財専門審議会、国立博物館及び研究所を置く」であり具体的な名称は無かった。もともと第22条で「東京都に置く」「奈良分館を置く」とあるので具体性はあったが。また、美術館への言及はなかった。それに対し、博物館美術館法は具体名を記し、国立美術館は日本のような近代ではなく現代美術館である。韓国が国として現代美術の注力していくことを条文で示したといえる。民俗博物館を第2項としたのは日本の文化財保護法と同様の高級文化と庶民文化という上下関係だろう。

### (2) 入館料

博物館美術館法では入館料について、第25条(観覧料と利用料)で定め「博物館や美術館は観覧料、その他に博物館資料や美術館資料の利用に対する対価を受けることができる」としている。日本と異なり韓国の博物館は有料が前提となっている。さらに、国立博物館展示品観覧規則(국립박물관 전시품 관람규칙)<sup>(5)</sup>の第4条(観覧料)は「①博物館長は、博物館の展示品を観覧しようとする者に観覧料を徴収しなければならない」と観覧料の徴収を義務としている。しかし実際には主要な国立博物館は観覧無料となっている。これは同規則第6条(無料観覧)「博物館長は、一般公衆の文化享受の増進のために必要な場合には、第4条第1項にもかかわらず、一定の期間を定めて無料観覧を実施することができる」の規定を用いた措置である。国立博物館の入館料の無料化は2008年から始まっており(文化庁文化財部美術学芸課2010)、当時の国立中央博物館のチェ・カンシク(최광식)館長が「政府の方針が文化福祉と文化享受の観点から国立博物館の観覧料を無料化する」と取材に答えている<sup>(6)</sup>。

国立博物館展示品観覧規則は、入館料を求める場合

と無料とする場合の両方の根拠を記している。これは、どちらの方針を選択しても規則に根拠を求めることができ、恣意的な判断という誹りを避けることができるという工夫だろう。

### (3) 名称独占

現在の韓国では博物館の名称独占制度は日本と同様に無い。実際、「全国文化基盤施設総覧」には未登録の博物館や美術館も掲載されている。しかし、現行法の博物館美術館法が1991年に制定された際には、第18条(名称使用禁止)や違反した場合の第27条(過料)の項目が設けられていた<sup>(7)</sup>。第18条は「国立博物館・国立美術館と登録博物館又は美術館でなければ、博物館又は美術館という名称を使用してはならない」、第27条は「第18条の規定に違反した者は、500万ウォン以下の罰金に処する」と具体的な金額まで示されていた。

ところが、名称独占の規定は1999年2月の改正で廃止される。この時の経過については、2019年国会議会で「未登録の私立博物館は登録博物館と誤解されることで国民の信頼を低下させるため、過料300万ウォンを払わせること」という名称独占の復活を提案する準備書で説明されている<sup>(8)</sup>。議案準備書によれば、名称独占の規定が廃止された理由は、1999.2.8の改訂時に博物館美術館法の対象が「資料館、史料館、遺物館、展示場など博物館・美術館および類似している機能を受講できる文化施設」に拡大された影響とされている。つまり、「博物館・美術館」の範囲が曖昧である上に、公共文化施設を拡大する政策に悪影響を与える可能性があるためという。2019年の再提案は、1)登録博物館・美術館の地位や信頼度を未登録機関から保護する必要性、2)未登録機関が博物館や美術館の名称を使うことによる国民の不利益などを総合的に考慮した改訂をする必要がある、この2つを理由に行われた。当時の新聞記事では、美術館界ではこの法案を歓迎したことが見受けられる。しかし、この改正案は会期切れで審議未了のまま廃案となった。

結局、現在は博物館美術館法による登録の有無とは関係なく博物館・美術館の名称を自由に使用できるこ

表3 学芸員制度の日韓比較

内容	韓国	日本
根拠法	博物館美術館法	博物館法
資格制度	国家資格 4 階級	国家資格 1 種
適用範囲	登録博物館など認定文化施設 科学館や生体展示施設は対象外 <sup>*1</sup>	登録博物館 科学館生体展示施設含む
採用	実質修士以上	学部卒以上
上級資格	経歴認定対象機関の実務経歴で申請	なし
業務	博物館の事業全体	資料に関する専門分野
課題	制度の実質化	有資格者の質保証

\*1 厳密に言えば生体展示施設を博物館美術館法で登録することは所轄庁が認めれば可能

とに落ち着いている。

#### (4) 博物館・美術館協力網

博物館美術館法には第 33 条（博物館・美術館協力網）がある。条文は「①文化体育観光部長官は、博物館または美術館に関する資料の効率的な流通・管理および利用と各種博物館または美術館の相互協力を図るための協力体制として次の各号の機能を遂行する博物館・美術館協力網（以下「協力網」という）を構成する」というものである。典型的な例が民俗博物館で、ソウルの国立民俗博物館が代表博物館（대표박물관）となり、分館を地方に作ることで地方との協力関係が構築されている。ただし、地方の国立館と地方自治体との直接の協力関係はないという。

### 3. 学芸士資格の実情

#### 1) 資格の等級と登録

周知のとおり韓国では学芸員に相当する専門職員を学芸士（학예사）と呼び、準と 1 - 3 級の 4 階級に分かれた資格制度となっている。試験を課すのは準学芸士のみで、正学芸士は国立中央博物館が定める認定機関での経歴の審査で合否判定される。（日本博物館協会 2014: 51-52、安高 2014: 73-74、三阪・金 2022: 165-177）。なお、日本博物館協会（2014）では日本語の名称や制度に翻訳し、学芸員および学芸員補とし

ている。学芸士の審査要件、つまり博物館美術館法の第 6 条③で要求される実務経歴は「経歴対象認定機関」（경력인정대상기관）での勤務経験である。「経歴対象認定機関」の説明は三阪・金（2022: 166）にあるとおりで、最新の公式資料「経歴認定対象機関リスト 2022-12-30」（경력인정대상기관 리스트）でもエクセルデータを公開している<sup>(9)</sup>。

これによると経歴認定対象機関に該当するのは、①登録された国公立博物館および美術館〔館数は未記載〕、②登録された私立博物館のうち専門家の審査を経て認定された 210 館、③登録された大学博物館のうち専門家の審査を経て認定された 78 館、と記されている。さらに除外された博物館のシートもあり閉館や辞退など 46 館が掲載されている。

学芸士は個人 ID が与えられ登録証は国が管理している。登録証の管理は、最初は文化体育観光部図書館博物館課が行なっていたが、2007 年頃に国立中央博物館に移管された。その後、文化体育観光部文化基盤課の事務とされ、実際の作業は韓国産業人力公団（한국산업인력공단）が担当している。韓国産業人力公団は準学芸士の資格試験の実施機関でもある。

学芸士資格については学芸士資格制度案内：国立中央博物館の案内（학예사 자격증 제도 안내 / 국립중앙박물관）がまとまっている<sup>(10)</sup>。

学芸員制度の日韓比較の概要は表3のようになる。

## 2) 使われない学芸士資格

国立館や公立館の専門職員の職名について正規職の場合、上中級職は学芸研究官、下級職では学芸研究士を名乗り、非正規職の場合は学芸研究員とすることが多い。法律に記された資格制度は学芸士であるが、公務員の職名はそれとは微妙に異なっている。国公立館に学芸職員として採用されるには、学芸士資格証は必須条件ではない。韓国では研究公務員という職種があり、この職種の採用は公務員試験で行われている。採用条件を見ると学士の場合は比較的長い実務経験が要求されるため、必要な実務経験が短期間となる博士や修士の学位が有利となる。他方、学芸士の資格を有することはわずかな加点になるに過ぎない。

とくに国立館の学芸職員を目指す場合、学芸士資格を取得しないまま公務員試験を受験する傾向にあった。じつは、博士や修士の学位取得者は準学芸士の試験を経ずに経歴認定対象機関の実務経歴だけで3級学芸士の資格が取得できる。具体的には博物館美術館法施行令第3条が示す別表1<sup>(11)</sup>に記載されている。書き出せば「1. 博士号取得者として経歴認定対象機関での実務経歴が1年以上ある者。2. 修士学位取得者で、経歴認定対象機関での実務経歴が2年以上ある者。3. 準学芸士の資格を取得後、経歴認定対象機関での在職経歴が4年以上あること」である。なお、別表1備考によると実務経歴と在職経歴は内容が異なり、「3. 登録された博物館・美術館で学芸職員として在職した経歴は、経歴認定対象機関の有無にかかわらず、在職経歴として認められる」としている。別表1の記載のとおり、無資格のまま学芸職員として勤務し、実務経歴は採用された職場での勤務を充てるのである。

このようにして、学芸資格がなくても公務員試験を通過することで学芸職員として仕事を始め、採用先での勤務経歴を経歴として3級学芸士の資格を取得することが通例である。

ただし、近年においては学芸士資格証を活かそうとする動きがあり、インターンシップ応募の条件として学芸士の資格を求めることがある。

## 3) 私立博物館の底上げに役立つ学芸士資格

一方、私立博物館では学芸士を職名とすることが普通であり、契約職員には学芸研究員という名称を使っている。上述のとおり、学芸士資格は国公立館では学芸研究官や学芸研究士といった研究職の必須条件ではない。匿名の学芸士によると1-2級学芸士資格でも、有資格者の在籍が博物館の質保証とは思われておらず、大学教員や私立博物館の学芸室長への転職でも有利にならないという。準学芸士資格に至っては国公立館の採用試験では役に立たない。結局、韓国の学芸士資格は小規模私立博物館の質保証のためといえる。

過去には無資格の職員に学芸士を名乗らせることもあったが、登録館であれば抹消を防ぐために有資格者を必ず配置するようになっている。ただし、専門が異なる人材や経験不足のまま配置することも見られる。さらに、私立博物館や美術館、大学博物館や美術館が「経歴認定対象機関」となるには、学芸士の配置は館長を含め2人以上が必要とされている<sup>(12)</sup>。日本でも館長に学芸員の資格を求める措置が話題とされることがあるが、韓国では質の高い博物館の必要条件とされ、学芸員館長を置く動機付けになっている。

## 4) 大学での養成は無い

準学芸士の資格試験と大学での博物館学教育については三阪・金(2022:166)のとおり、韓国では大学での学芸員養成は無い。すなわち、授業科目の単位をそろえて学芸員資格を取得する制度は存在しない。

## 4. 博物館法以外の博物館関連法と専門職員

### 1) 博物館関連法

韓国では博物館美術館法の他にも博物館施設に関連した法律が整備されている。これらは日本の博物館業界の認識では博物館に含まれる施設である。韓国の博物館業界では、博物館美術館法以外の法律が対象とする施設は博物館とは別として認識する印象がある。とりわけ、動物園と水族館は営利施設という認識が強い。これらの法律について簡単に解説する。

### (1) 科学館の設立・運営および育成に関する法律(科学館法)

2007年に制定された本法の目的は、第1条（目的）にあり「この法律は、科学館の設立・運営および支援・育成に関する基本的な事項を定めることにより科学技術文化を創達し、青少年の科学に対する探求心を盛り上げ、国民の科学技術に対する理解増進に寄与すること」とされている。第2条（定義）で、科学館とは「科学技術資料を収集・調査・研究してこれを保存・展示し、各種科学技術教育プログラムを開設して科学技術知識を普及する施設」で「専門職員等登録要件を備えた施設」、第4条の2や3で科学技術情報通信部長官が定める科学館育成基本計画により、科学館の設立を促進し運営を活性化するという。専門職員について、具体的名称は見えないが、第15条（科学館専門人材等の派遣）で、科学館を設立・運営する者は必要な職員を国や自治体に派遣要請することができるとしている。

本法は博物館美術館法と似た構成で、育成計画の明記により国の積極的な推進策が見える。主要な科学館は、大田（대전 테지ョン）広域市で開催された大田国際博覧会跡地に設立された国立中央科学館やソウル近郊に新設された国立果川（과천 카치ョン）科学館などがある。両施設ともに古生物や野生生物に関する自然史部門があり、国立中央科学館では日本時代に収集された鳥の剥製が展示されている。

第6条の2-8を国立科学館法人の規定とし、大邱、広州、釜山の3施設を明記している。目的については未調査であるが、実見した国立釜山科学館では特定の企業名を記した展示が見られた。企業の協賛展示や共同事業を目指したものなのかも知れない。

## （2）動物園および水族館の管理に関する法律（動物園水族館法）

2018年に制定された本法も改正が頻繁で、2023年12月施行された改正法では第1条（目的）で「動物園および水族館の許可と管理に必要な事項を規定する」とし「動物園および水族館にある野生生物等を保全・研究し、その生態と習性に関する正しい情報を国民に提供し、保有動物の福祉増進および生物多様性保全を通じて生命尊重価値を具現し、野生生物と人が共存する環境を創造することを目的とする」とし、第3

条（国等の基本責務）で、国と地方自治体に動物福祉の増進および国民の生物多様性保全意識かん養のために必要な施策を樹立・施行しなければならない、第4条（他の法律との関係）で「この法律は、保有動物の展示、管理、保護等に関して他の法律に優先して適用する」記している。これらを実現するために、動物園および水族館管理総合計画の樹立（第5条）、環境部と海洋水産部による実態調査と総合計画の評価（第6条）、総合計画の諮問には動物園および水族館動物管理委員会の設置（第7条）とし、動物福祉と生物多様性の保全を全面に打ち出し、具体的方策を示した内容といえる。

法の対象は第2条（定義）にあるとおり大統領令すなわち同法施行令で定めるものとし、動物園と水族館は大都市市長や道知事の許可を受けるとしている（第8条）。

第15条（禁止行為）では「4. 公衆の娯楽または興行を目的に保有動物に不要な苦痛、恐怖またはストレスを加える跨がり、触り、餌やりなど大統領令で定める行為をしたり、観覧客にさせる行為」を明記し、これはイルカショーを禁止する条文と理解され、動物愛護団体では歓迎を見せている<sup>(13)</sup>。

専門職員の記載は無い。代わりに第12条（動物園および水族館検査官）で専門家による支援や査察を記す。外部の委員会や専門家による施設の監視指導という性格が強い。

## （3）樹木園・庭園の造成および振興に関する法律（樹木園庭園法）

この法律は2001年に制定された。日本博物館協会（2014: 50）では「植物園の構成と振興に関する法」として紹介されている。第1条（目的）は「樹木園および庭園の造成・運営および育成に必要な事項を規定することにより、国家的に有用な樹木遺伝資源の保全および資源化を促進し、庭園を体系的に管理して国民の生活の質の向上と国民経済の発展に資すること」とし、第2条（定義）により「樹木園」は農林畜産食品部令で定める基準を満たしたもの、「庭園」は「文化財保護法」「自然公園法」「都市公園および緑地等に

関する法律」による空間は除外している。専門職員の「樹木園又は庭園専門家」も第2条（定義）に記載があり「指定された樹木園または庭園専門家教育機関」で「樹木園または庭園専門家教育課程を履修した人」とする。法律では国立樹木園が第5条で記され「国家を代表する樹木園として、森林庁の所属機関として国立樹木園を置くと国立施設を明記する。この点は民間施設を国や自治体が監督することを想定している動物園水族館とは扱いが異なる。登録制度があり（第9条）、国立樹木園以外は大都市市長や道知事に登録することができる。国による振興計画や評価、実態調査と統計の作成などが記載され、樹木園や庭園、すなわち日本という植物園も国を中心にした積極行政である。

## 2) 文化芸術教育士

韓国の文化芸術教育支援法では、第21条（社会文化芸術教育の支援）の「②国・公立教育施設の経営者は、社会文化芸術教育のために大統領令が定めるところにより施設・装備、文化芸術教育士及び教育プログラム等を備えなければならない」という条文で行政による文化芸術教育活動を実践する専門職員「文化芸術教育士」を定めている。そして、第27条の2（文化芸術教育士）で「①文化体育観光部長官は、文化芸術教育関連の学歴又は経歴を備えた者が文化芸術教育課程を履修する場合、文化芸術教育士の資格を付与し、資格を付与された者には資格証を発行しなければならない。ただし、大統領令で定める場合には、教育課程を履修し、資格検定試験に合格しなければならない」とし、文化芸術教育士について文化体育観光部が認定する国家資格であることを明記している。

博物館に関しては、文化芸術教育支援法施行令第20条（文化芸術教育士の配置対象など）により国公立博物館と美術館は文化芸術教育士を配置することが義務とされている。この第20条では、同様の措置を国公立公演場、国公立公共図書館および特殊図書館、文化の家、口伝伝承会館などでも求めている。実際の配置館は少ないものの、文化芸術教育支援法によって文化施設には教育活動を主務とする文化芸術教育士を置くとしている。

聞き取りをおこなった蔚山広域市南区が設置する長生浦鯨博物館でも1名の文化芸術教育士を置いていた。学芸員との役割分担を聞くと、学芸員は調査研究の他に教育事業の企画立案までを行ない、文化芸術教育士は教育事業の実施の担当という。この博物館の文化芸術教育士は、大学卒学士の20代の女性だった。なお、同館は蔚山広域市南区都市管理公団の運営する公設民営の博物館である。

文化芸術教育士については、配置義務施設のうち配置率は15%、配置者の74%が非正規職であり、資格制度が有効に機能していないとの指摘が国会議員によってされている<sup>(14)</sup>。これは日本の学芸員が置かれている立場に近い。

## おわりに

韓国の国立博物館は日本と同様に考古美術史が多く、民俗生活史、近現代史の順に減少する。韓国は政府がインターネット公開している法律や博物館の情報充実に驚かされた。博物館施設を網羅するような「全国文化基盤施設総覧」のエクセルデータは詳細であり（表4）、法令が過去に遡って公開されていることもありがたかった。韓国ではハンゲルの横書きが早くから進み、日本と異なり法令の正本も横書きとなっている。博物館の登録先となる上級官庁から求められる「調査もの」についても、一方的な情報提供で終らせず、インターネットでの情報公開や情報提供につながっている。博物館や科学館が大規模館に次々にオープンする様子はうらやましくもある一方、自然史博物館が少ない、他文化を対象にした文化人類学（民族学）の博物館が無いなど、国が主導する積極行政は特定分野への偏りが感じられる。新首都として建設が進む世宗（세종 세じョン）特別市には、2025年頃の完成を見込んだ国立博物館団地の建設計画があるものの進捗が遅れており、自然史博物館については計画に見えなくなったという報道もある。

学芸士については「博物館美術館専門人力養成のための人力制度改善方案研究」（김 2014）という270ページに近い詳細で充実した報告書があり、業務範囲

表4 全国文化基盤施設総覧（2022年版）のインターネット公開データの一部

全国文化基盤施設総覧

博物館の運営状況

（'22.1.1. 基準）

年番	1. 基本現況										2. オンラインサービスの現状					
	所在地		区分		博物館名	博物館の住所	お問い合わせ	開館年月日	登録状況 (0/X)	登録年月日	登録番号	オンラインアドレス		サービス提供（展示説明）		
	市・道	市郡区	国立/公立/私立/大学	1種/2種/未登録								運営ホームページ（またはブログなどウェブアドレス）	オーディオガイドを提供するか(0/X)	オーディオガイド利用料(元)	アプリなどモバイルサービス提供可否(0/X)	
	ソウル															
1	ソウル	龍山区	国立	1種	国立中央博物館	ソウル特別市龍山区サーピングロ 137	02-2077-9000	1945.12.03	0	2012.12.05	国立11-2012-04号	www.museum.go.kr	0	無料	0	
2	ソウル	鍾路区	国立	1種	国立民俗博物館	ソウル特別市鍾路区三清路 37	02-3704-3114	1946.04.25	0	2013.09.02	国立11-2013-01号	www.nfm.go.kr	0	無料	0	
	試合	坡州市	国立	未登録	国立民俗博物館坡州(開放型収蔵庫および情報センター)	京畿道坡州市平里 30	031-580-5800	2021.07.23	X	未登録	未登録	www.nfm.go.kr	X		X	
3	ソウル	鍾路区	国立	1種	韓国歴史博物館	ソウル特別市鍾路区世宗大路 198	02-3703-9200	2012.12.26	0	2012.09.01	国立11-2012-08号	www.much.go.kr	0	無料	0	
4	ソウル	龍山区	国立	1種	国立ハンゲル博物館	ソウル特別市龍山区サーピングロ 139	02-2124-6200	2014.10.09	0	2013.10.18	国立11-2013-06号	www.hangeul.go.kr	0	無料	0	
5	ソウル	瑞草区	国立	1種	国立国会院国楽博物館	ソウル特別市瑞草区南部循環路 2364	02-580-3130	1995.02.23	0	2015.05.01	国立12-2015-02号	http://www.gugak.go.kr/site/homepage/menu/viewMenu?menuid=001013003002&lang=ja	0	無料	0	
6	ソウル	中区	国立	1種	国立劇場公演芸術博物館	ソウル特別市中区チョンダンロ 59	02-2280-5801	2009.12.23	0	2014.12.29	国立12-2014-01号	www.ntok.go.kr/kr/Museum/Main/Index	X		X	
7	ソウル	鍾路区	国立	1種	国立警察博物館	ソウル特別市鍾路区ソウルギル 162	02-3150-3681	2005.10.14	0	2012.11.14	国立12-2012-03号	www.policemuseum.go.kr	X		X	
8	ソウル	鍾路区	国立	1種	国立故宮博物館	ソウル特別市鍾路区孝子路 12	02-3701-7500	2006.08.15	0	2017.12.14	国立12-2017-04号	www.gogung.go.kr	0	1000	0	
9	ソウル	江南区	国立	1種	国立関税博物館	ソウル特別市江南区鄭州路 721	02-510-1080	2000.08.30	0	2001.03.19	国立12-2001-02号	www.customs.go.kr/seoul/main.do	X		X	
10	ソウル	鍾路区	国立	1種	国立気象博物館	ソウル特別市鍾路区ソウルギル 52	070-7850-8493	2020.10.30	0	2020.11.30	国立12-2020-01号	https://science.kma.go.kr/museum	X		X	
11	ソウル	中区	国立	1種	国土発展展示館	ソウル特別市中区チョンドンギル 18	02-3425-8900	2017.11.02	0	2017.11.02	国立12-2017-03号	www.molit.go.kr/molitum/intro.do	0	無料	X	
12	ソウル	永登浦区	国立	1種	国会憲政記念館	ソウル特別市永登浦区議事堂通り 1	02-6788-2269	1998.05.29	0	2015.09.15	国立12-2015-03号	memorial.assembly.go.kr	X		0	
13	ソウル	中区	国立	2種	石道畿大韓帝国歴史館	ソウル特別市中区世宗大路 99	02-771-9953	2014.10.13	0	2018.05.31	国立21-2018-02号	http://www.deoksugung.go.kr/	0	無料	X	
14	ソウル	ノウォン区	国立	1種	陸軍博物館	ソウル特別市ノウォン区メールボックス 77-1	02-2197-6608	1985.05.01	0	2001.03.19	国立12-2001-01号	museum.kma.ac.kr	X		0	
15	ソウル	麻浦区	国立	1種	韓国映画博物館	ソウル特別市麻浦区ワールドカップ北路 400	02-3153-2072	2008.05.09	0	2015.09.15	国立12-2015-04号	https://www.koreafilm.or.kr/museum/main	0	無料	0	
<b>ソウル国立総計 15</b>																
16	ソウル	ドボング	公立	1種	ドゥリーミュージアム	ソウル特別市ドボングシルボンロ 1ギル 6	02-990-2200	2015.07.24	0	2015.10.07	ソウル・公立12-2015-06号	www.doolyuseum.or.kr	X		0	
17	ソウル	西大門区	公立	1種	西大門自然史博物館	ソウル特別市西大門区ヨンヒロ 32ギル 51	02-330-8899	2003.07.10	0	2004.08.24	ソウル・公立11-2004-01号	https://namu.sdm.go.kr	X		X	
18	ソウル	西大門区	公立	1種	西大門刑務所歴史館	ソウル特別市西大門区統一路 251	02-360-8590	1998.11.05	0	2007.03.06	ソウル・公立12-2007-01号	www.sphh.sscmc.or.kr	X		0	
19	ソウル	中区	公立	1種	西小門聖地歴史博物館	ソウル特別市中区チルバロ 5	02-3147-2404	2019.06.01	0	2020.11.03	ソウル・公立12-2020-04号	https://www.seosomun.org	X		X	
20	ソウル	鍾路区	公立	1種	ソウル工芸博物館	ソウル特別市鍾路区浜谷路 3ギル 4	02-6450-7000	2021.11.29	0	2021.03.30	ソウル・公立12-2021-01号	craftmuseum.seoul.go.kr	0	無料	0	
21	ソウル	鍾路区	公立	1種	ソウル教育博物館	ソウル特別市鍾路区北村路 5ギル 48	02-2011-5780	1995.06.15	0	1996.04.22	ソウル・公立12-1996-01号	http://edumuseum.sen.go.kr	X		X	
22	ソウル	光津区	公立	1種	ソウル想像園	ソウル特別市光津区能洞路 216	02-6450-9500	2013.05.02	0	2013.07.15	ソウル・公立12-1013-05号	www.sedulchildremsmuseum.drg	X		0	
23	ソウル	ノウォン区	公立	1種	ソウル生活史博物館	ソウル特別市ノウォン区東路 174ギル 27	02-3399-2900	2019.09.26	0	2020.11.03	ソウル・公立12-2020-06号	https://museum.seoul.go.kr/sulm/index.do	0	無料	X	
24	ソウル	東大門区	公立	1種	ソウル薬令時限医薬博物館	ソウル特別市東大門区薬令中央路 26	02-969-9241	2017.10.27	0	2007.05.29	ソウル・公立12-2007-03号	museum.ddm.go.kr	X		X	
25	ソウル	鍾路区	公立	1種	ソウル歴史博物館	ソウル特別市鍾路区サムンアロ 55	02-724-0274	2002.05.21	0	2016.01.02	ソウル・公立11-2003-02号	www.museum.seoul.go.kr	0	無料	0	

の運用が法律上より狭い展示や研究に限定されていること、法律用語と職能とが1つの言葉で表されていることによる混乱などを指摘している。

韓国の博物館や関連施設の法制度、そして学芸士の状況は社会実験をしながら進めているように見える。

日本の博物館の制度や運用を考えるうえで、韓国の様子を注視比較することは今後ますます必要になっていくと考える。

謝辞

3. 施設現況														9. 人材現況 (国公立 / 国公立大学)											
敷地面積 (m <sup>2</sup> )	建築物沿面 積 (m <sup>2</sup> )	展示室				収蔵庫		社会教育 施設面 積 (セミ ナー、講 堂) (m <sup>2</sup> )		資料・図書室 (単独設置 された場合)		オフィス 面積 (m <sup>2</sup> )	文化商品 店面積 (m <sup>2</sup> )	売店面積 (m <sup>2</sup> )	駐車台数と面 積 (台 / m <sup>2</sup> )	学芸人材					一般人材				ボラン ティア
		(A+B) 展示 室面積合計 (m <sup>2</sup> )	(A) 常設展 示室面積 (m <sup>2</sup> )	常設展示室 遺物交換回 数 (0回/0 年)	(B) 企画又 は特別展示 室面積 (m <sup>2</sup> )	面積 (m <sup>2</sup> )	恒温恒湿 (個別 / 中央)	面積 (m <sup>2</sup> )	所蔵資料 (巻 )	学芸職公務員						公務員 (一 般職、専門 契約職、別 正職など)	正社員、 契約職 など	一般職 公務員	一般職 正社員	契約職 等	イン ター ン				
										学芸職 総人員 (c=a+b)	学芸研究 館 (a)											学芸研究 士 (b)			
295,551	138,156	21,076	18,450	45回/1年	2,626	17,134	中央	3,556	1,552	155,795	20,242	639	2,780	862	85	31	54	12	77	121		278		268	
39,627	20,049	5,875	5,095	5回/1年	780	3,485	中央	1,377	324	91,265	2,130	56	43		50	16	34	1	51	38	104	5		102	
60,213	10,268					4,502	中央	277			368			167/9967.94 ㎡											10
6,445	11,117	3,539	2,964		575	433	中央	496	81	16,955	861			10/250 ㎡	26	8	18		31	21	61	1		61	
295,551	11,767	2,190	1,240	1回/1年	950	969	中央	378	220	26,890	699	52	53	72	17	3	14	1	33	23	60			65	
41,338	3,899	1,018	718	1回/1年	300	244	個別	98	487	本 23953 非図 書 53120 特殊 資料 15000	179			227	3	2	1				3				
13,490	2,851	885	655	1回/2年	230	213	個別	169	175	23,960	168		15	384	5	1	4		8	2			8		
2,007	1,933	1,079	1,044	2回/1年	35	141	個別	132			177			駐車不可			3		1	8				9	
32,159	29,665	5,634	4,391		1,243	7,741	中央	828	270	40,299	814	194	72	40	24	8	16	1	35	13		67		32	
490	490	490	490			64	個別													3					
4,156	1,049	430	372	0回/1年	58	49	個別	66			66			10	1		1		2	2	5				
3,728	5,705	1,641	1,483		158	423	個別	81			66			49					3	4	14				
2,550	8,464	2,507	2,207	0回/0年	300	580	個別	676			101			764			5	2	8	18					
1,630	3,987	1,170	1,170	1回/1年		52	個別		37	1,300	157				1		1		3	18		104			
16,269	8,948	5,515	5,515	2回/1年		530	個別	485	40	11,000	150			150			5		1					33	
962	962	673	534	1回/1年	139	3,334	中央	1,032	672	67,914	732			335					4	2			1	231	
5,600	4,151	1,049	903	1回/1年	146	41	個別	103	180	12,908	168	21	39	27					2		4	5			
10,174	7,342	2,668	2,485	10回/1年	183	476	個別	384	323	8,000	318	49	21	47	6	1	5			6	2	8		116	
28,112	7,686	2,077	1,708	0回/1年	369	84	個別	230			130	89		38	2		2			16	2		31		
21,363	24,526	2,642	1,559	5回/1年	1,083	428	個別	355	170	5,500	659	180		216					3		6	8		140	
12,830	10,654	2,711	1,897	1回/1年	814	1,137	個別	145	166	11,598	497	43	32		6	1	5		10	14					
36,470	597	524	352	2回/1年	172	37	個別				36			44	1		1	3						4	
6,600	19,692	2,781	2,551	1回/3年	230	121	中央	1,015			715		80	307					8	2	17	14		50	
13,210	6,920	2,092	1,820	2回/1年	272	480	個別				377	31	203	118	4	1	3	2	6	5	28				
2,790	9,703	624	624	1回/1年		89	個別	99	29	200	50			196	3		3		3	1	16	3		34	
99,727	20,973	6,328	3,909	11回/1年	2,419	1,684	中央	473	173	44,901	821	34	24	114	28	5	23	11	45	36	58	1			

蔚山広域市南区にある長生浦鯨博物館の学芸士や匿名の学芸士には韓国の博物館と学芸士に関する歴史や現場感覚の話をしていただいた。蔚山の鯨文化村のカン・ヘジン (강혜진 姜恵真) 主任、国立アイヌ民族博物館のシン・ウォンジ (신원지 辛沅知) 研究員に

も通訳や博物館の登録状況調査で協力いただいた。他にも匿名で情報提供いただいた関係者の方を含めお礼申し上げる。

本研究は、北野生涯教育振興会の生涯教育研究助成金を受けおこなわれた。

## 註

ウェブページの閲覧日はいずれも 2023 年 9 月 9 日

- (1) 地方における生涯教育で学芸員制度が果たしてきた機能と役割の検証—韓国との比較から  
<https://nodaiweb.university.jp/muse/unisan/kitano/kitano.html>
- (2) 2022 全国文化基盤施設総覧  
[https://www.mcst.go.kr/kor/s\\_policy/dept/deptView.jsp?pSeq=1683&pDataCD=0417000000&pType=08](https://www.mcst.go.kr/kor/s_policy/dept/deptView.jsp?pSeq=1683&pDataCD=0417000000&pType=08) (2023 年 9 月 9 日閲覧)
- (3) 組織案内 - 組織図 | 文化体育観光部  
[https://www.mcst.go.kr/kor/s\\_about/organ/main/mainOrgan.jsp](https://www.mcst.go.kr/kor/s_about/organ/main/mainOrgan.jsp)
- (4) 文部科学省ウェブページ「世界の学校体系(アジア)韓国」  
[https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/other/\\_icsFiles/afeldfile/2017/10/02/1396848\\_007.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afeldfile/2017/10/02/1396848_007.pdf)
- (5) 国立博物館展示品観覧規則  
<https://www.law.go.kr/법령/국립박물관%20전시품%20관람규칙>
- (6) 国立博物館の観覧料無料化、来月中旬から試験運営  
<https://www.khan.co.kr/culture/scholarship-heritage/article/200803131717265>
- (7) 博物館美術館法 1991 年制定時の条文  
<https://law.go.kr/lisInfoP.do?lsiSeq=2602#0000>
- (8) [2018761] 博物館及び美術館振興法一部改正法律案(全慶敬議院など 10 人)  
[https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC\\_S1E9MON2J2V2M1B0V3Z2K4C3V1J8U2](https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_S1E9MON2J2V2M1B0V3Z2K4C3V1J8U2)
- (9) 経歴認定対象機関リスト 2022-12-30  
[https://www.museum.go.kr/curator/board/boardView.do?board\\_type=NOTICE&board\\_no=925&searchfield=&searchword=](https://www.museum.go.kr/curator/board/boardView.do?board_type=NOTICE&board_no=925&searchfield=&searchword=)
- (10) 学芸士資格制度案内：国立中央博物館  
[https://www.museum.go.kr/site/main/content/curator\\_certificate\\_schemes](https://www.museum.go.kr/site/main/content/curator_certificate_schemes)
- (11) 博物館及び美術館振興法施行令 [別表 1]  
<https://www.law.go.kr/법령/국립박물관%20전시품%20관람규칙>

- (12) 博物館・美術館学芸士資格証及び経歴認定対象機関  
<https://www.museum.go.kr/curator/contents/career.do>
- (13) 韓国が第一次水族館管理総合計画(2021～2025)を策定。新規水族館は鯨類展示等禁止へ。動物に乗る・触るなどの体験も罰金へ | PEACE 命の搾取ではなく尊厳を  
<https://animals-peace.net/zoo/korea-aquariumplan.html>
- (14) 役に立たない文化芸術教育士の資格、所持者の配置率 15% | 聯合ニュース  
<https://www.yna.co.kr/view/AKR20221009026600001>

## 引用文献

- 金賢貞 2019 「韓国における博物館の変容と文化政策」『亜細亜大学学術文化紀要』35, pp. 37-70
- 自治体国際化協会ソウル事務所 2004 「韓国の教育自治：自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 254」自治体国際化協会 68pp.
- 日本博物館協会 2014 「諸外国の博物館政策に関する調査研究報告書」97pp.  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/chousa/\\_icsFiles/afeldfile/2014/10/10/1350085\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/chousa/_icsFiles/afeldfile/2014/10/10/1350085_01.pdf)
- 文化庁文化財部美術学芸課 2010 「韓国の国立博物館：アジアの国立博物館」『文部科学時報』2010 (6), pp. 80-81
- 三阪一徳・金想民 2022 「大韓民国における博物館専門人材育成」『アジアの博物館と人材教育』(山形真理子・徳澤啓一編) 雄山閣 201pp.
- 安高啓明 2014 「中国・韓国の博物館事情」『日中韓博物館事情—地域博物館と大学博物館』(高倉洋彰・安高啓明編) 雄山閣 215pp.
- 김혜인 [キム ヘイン] 2014 「박물관·미술관 전문인력 양성을 위한 인력제도 개선방안 연구」  
한국문화관광연구원 「[博物館・美術館の専門人材育成のための人材制度改善方案研究] 韓国文化観光研究院」